

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は19人で定足数に達しております。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において4番 今城君、10番 森下君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（中本正人君）日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は14人あります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順番により発言を許します。

順番1、2番 石橋君。

〔2番（石橋英和君）登壇〕

○2番（石橋英和君）おはようございます。

私たち議員は、一人でも多くの市民を救いたくて一般質問に立ちます。

今、私の目の前には、どうしても救いたい人たちがいます。きょうは彼らの精いっぱい代弁者として、しっかり務めたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

さらに、私たち議員は積極的に行政提案を行っています。今、私が一番に訴えているテーマは財政の健全化であります。まずは、こ

の財政難を乗り切らなければなりません。

それでは、本題に入ります。

この4月1日に、我が国では障害者差別解消法が施行されました。私の今回の一般質問は、生まれながらに何らかの障がいを持って生まれてきた子どもたち、また、幼い頃の事故や病気で脳や体に重大な損傷を負い、その後も回復できないでいる人たち、それら障がい者の皆さんの福祉の向上を訴えるものであります。

気持ちが高ぶって、言い過ぎやら障がい者の皆さんの意にそぐわない表現がまじってしまうかもしれませんが、何分お許しください。

障がい児が生まれてくる原因の大半は偶然によるものであり、たまたま障がい児として生まれてきた子どもとその家族は、それからの人生を、とても重いハンデを背負って生きていくこととなります。

私は、障がい者家族の皆さんとホースセラピーの活動を7年間やってきましたが、その間に、何回もご両親から聞かされた話が頭から離れません。「私たち親が死ぬときは、この子も連れていきます。今の世の中に、この子を残していく気にはなれませんから」という話であります。私はこの話に、ご両親の子どもへの愛情と、今の世の中に対するいくらかの不満を感じます。

きょうは、日頃、世間の人々が目をそらしがちな障がい者家族の実態を知っていただき、彼らとの距離を縮め、さらには全市民の皆さんに、障がい者に対する認識をいくらかでも変えていただきたいと願っての一般質問でございます。

日本は福祉先進国だと自負していますが、

自分の身内に障がい児が生まれてこなかったら、そのうち障がい者問題に対する関心が薄らいでいきます。福祉国家とは、国民がどれだけ福祉意識を持っているかを問われるもので、国の補償制度を競うものではないと私は思っています。

障がい者に向けられる偏見や差別は、昔よりは格段に改善されてきましたが、やはり障がい者とその家族の受ける不利益は今もあります。このたび新しい法律ができたことをうれしく思いますが、しょせん法律は人を救いません。橋本市がこの法律を有効に生かして、障がい者を救ってください。

この人たちはこれまでも、そして、これからも社会の少数派であります。というのは、障がいは知的障がい、身体障がい、精神障がい、発達障がいなどに大別されますが、これらの障がいを持って生まれてくる子どもの数は、確率的には少ないものであり、例えば、ダウン症の子が生まれてくる確率は1,000人に1人、アンジェルマン症候群に至っては1万2,000人に1人であり、その他の原因によるものをあわせても、大勢で存在を主張できる多数派になることは絶対にありません。いつの時代も社会の少数派であります。だけど、いなくなることはない人たちであります。

近年、急激に高齢化が進んだことで、福祉といえば高齢者福祉が福祉行政の主役となった感がありますが、少数派への福祉が手薄になってしまわないかと危惧しております。私は議員として、必ずこの障がい者福祉の問題を取り上げようと思っておりましたが、気がつけば議員になってもう10年過ぎてしまいました。というのは、私には障がい児を持つ親の心の痛みがどんなものか、いまだにわかりません。本当の痛みを知らない他人が土足で上がり込んできて、自分たちのことをしゃべりだしたら、きっとこの人たちは傷つくに違

ないと思えて、一步前に踏み出せないまま10年過ぎてしまいました。しかし、私とて、いつまで議員でいられるわけでもなく、今だと決めて、きょうここに立ちました。

さて、ここで、過去にあったある事件を紹介したいと思います。2014年、74歳の母親が、重度の脳性麻痺の息子の首を絞めて殺しました。この母親は44年間、生活苦と闘いながら息子の介護を続けてきたあげく、自分自身の限界を超えられず、息子との生活に終止符を打ちました。

大阪地裁は、その老いた母親の情状を酌量しつつも、2年6カ月の実刑判決を言い渡しました。法廷でこの母親はわび続け、かわいい息子でしたと言って泣き崩れてしまったそうであります。この事件について専門家は、長年介護を頑張ってきた親ほど、まだできると無理をする傾向がある。しかし、高齢になってからの障がい者介護は非常に負担が大きいです。施設などが介護を肩がわりする仕組みづくりを急がないと、間違いなく悲劇は繰り返される、とのコメントを寄せております。

私がこの事件を取り上げたのは、量刑が重過ぎると言いたいわけでもありません。この母親が息子に手をかけざるを得なかった社会的背景を、一日も早く改善しなくてはなりませんと申し上げたいのであります。親の体力は、やがて限界を迎えます。そのときに、長い間大変でしたね、明日からは福祉社会で引き取りますと言ってあげるべき福祉社会ができていないのであります。この母親を刑務所へ送り込んで2年6カ月服役させれば、それで一件落着というものでは絶対にはないと思います。

それでは、質問項目に移ります。内容的には要望ですが、それぞれに答弁をいただきたいと思えます。

1、障がい児をショートステイで施設に預

けようとしたら、今は余裕がありませんといって断られます。施設側の逼迫した事情も理解できますので、行政に手助けを求めます。

2、重度の障がい者は、一般の歯科では診てくれません。市内に障がい者歯科を開設してください。

3、障害者新法の骨子は、障がい者に対する合理的配慮だと理解します。県では職員に向けて対応マニュアルを配布し、指導を強化しています。本市ではどう対応されますでしょうか。

4、橋本市内で障がい者と出会う機会は少ないです。障がい者の数が他市より少ないのではなく、実習だったり、作業だったりの活動の場が極めて少ないのです。県の機関では受け入れてくれています。橋本市役所へも実習なり作業なりで、障がい者を積極的に受け入れてください。そして、民間へも受け入れをもっと奨励してください。

5、大規模災害時は、障がい者は福祉避難所へ移動しなければなりません。説明も訓練も受けておりません。熊本でもスムーズにいきませんでした。速やかに対応をお願いします。

6、私たち親が死んだ後に、この子を引取ってくださいと施設にお願いに行きますが、大抵あきがないからと断られます。誰に頼ればいいのですか。

7、施設の収容人数を増やすことで、いくつかの問題が解消されますが、施設側だけで果たせることではなく、明らかに行政問題があります。国、県への働きかけも含めて、市の前向きな取り組みを強く要望します。

以上が差し迫った要望ですが、ほかにもまだありまして、時間の都合上、後に要望書として市長にお届けしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、これら行政要望とは別に、市民の皆

さんへのお願いがあります。特段の負担をおかけするものではありません。ときに、重度の障がい者は、人前で奇異な行動をとったり、奇声を発したりすることがありますが、彼ら障がい者には、何の悪意も人への攻撃心もない、日常行動であります。奇異な行動には誰しも警戒心を持ちますが、危害に及ぶようなものではありません。それに、重度の障がい者には、必ず親なり誰かが付き添っていますので、どうか緊張せずに接してください。ちょっと親しくなればすぐわかるのですが、障がい者の心根は全く汚れを知らず、とてもやさしくて、アンジェルマン症候群の子が、私にはエンジェルマン天使の子だと思えます。

残念ながら今の医学では、誰かに障がい者人生を引き受けてもらわなければなりません。1,000人子どもが生まれるなら、何の根拠もないのに、そのうちの1人がいきなりダウン症として生きてくださいと言われます。私の子どもや、あなたの子どもさんにかわって、この人たちがそれを引き受けてくれています。同じ時代を、この橋本市で生きる仲間でありませぬ。彼らの人格に対する敬意と愛情、そして、その家族に対するねぎらいの気持ちを持って、どうかこれから先、彼らと接してくださいというお願いであります。障がい者福祉に関しては、行政よりも一般市民のほうが、はるかに大きな可能性を持っている気がします。

平木市長、どうか全市民に向けて、行政、市民一緒になって障がい者を支えていきましょうと、力強いメッセージを発信してください。

壇上での発言を終わります。

○議長（中本正人君）2番 石橋君の質問項目、障がい者の福祉向上に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）おはようございます。

障がい者の福祉向上についてお答えします。

1点目の、重度の障がい者のショートステイについてお答えします。

本市におきましては、ショートステイ施設に余裕がないことについては認識しています。現在のところ、障がい者団体、事業者である施設運営福祉法人及び行政が課題を共有し、それぞれの立場からの取り組みにより、現状の改善に取り組んでいく必要があると考えています。

行政としましては、限られた福祉資源の効率的な活用の提案や、施設改善に向けた補助金要望の支援に取り組みたいと考えています。

2点目の、市内に障がい者歯科を開設してくださいというご質問にお答えします。

患者側から見ると、一般診療と同様に受診ができるのが理想となりますが、重度障がい者の歯科診療の場合は、全身麻酔、静脈麻酔の実施が必要となり、誤嚥性肺炎など命にかかわる事態にもなりますので、非常に繊細で熟練を要する麻酔医が必要となる場合があると聞いています。

現在、和歌山市内において、県が和歌山県障がい児（者）高齢者歯科口腔保健センターを設置し、県歯科医師会が指定管理を受けて、週2回の診療により対応しているところです。開設に際しては、診療所としての運営リスクをはじめ、患者の方はもとより、医療従事者のリスクも考慮する必要があります。市単独や地域の歯科医師会単独では、これらのリスクを担保できないのではないかと考えているところです。

このような事情から、本市内に重度障がい者等の歯科の開設は困難であると判断しています。

3点目の、障害者差別解消法による対応マ

ニュアルについてお答えします。

本市においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条に基づき、本年9月末を目途に対応マニュアルを策定したいと考えています。

4点目の、障がい者の活動の場が他市に比べて少ないので、市役所へも多く受け入れてほしいし、民間へも奨励してほしいというご質問についてお答えします。

民間への奨励については、現在、関係機関と連携し、取り組んでいるところです。橋本市ほか3町が、橋本・伊都障がい者相談支援センターに相談事業を委託し、障がい者福祉サービスとしての就労支援を推進しています。また、障がい者の一般就労については、伊都障がい者就業・生活支援センターとハローワークが連携し取り組んでおり、平成27年度では、支援対象障がい者の登録件数148件のうち、37件が新規登録者で、就労に至った件数が19件となっています。

障がい者の実習や作業等の訓練の場を市役所でも受け入れてほしいとのご要望については、伊都障がい者就業・生活支援センターからも昨年度に要請があり、福祉部門を中心に作業内容等の検討を行っているところですが、現段階では受け入れ実施には至っておりません。

伺っている希望体験業務としては、庶務的なことや封筒入れと聞いており、公務職場において体験いただける業務は限られますが、できるだけ早い時期に伊都障がい者就業・生活支援センターとも協議の上、受け入れに向け取り組んでいきたいと考えています。

なお、図書館では、過去よりきのかわ支援学校からの要請により、毎年4から5日程度の職業体験生の受け入れを行っているところです。

5点目の、大規模災害時の福祉避難所につ

いてお答えします。

本市におきましては、現在13施設を福祉避難所として指定しています。指定施設としましては、社会福祉法人施設が12施設、小学校が1施設となっています。

福祉避難所の位置付けは二次避難所となり、大規模災害時には、まずは市内35箇所に設置されている一次避難所である小学校等の拠点避難所に避難していただくことになります。

福祉避難所の開設にあたっては、その施設の被害状況及び施設までの交通状況など、施設の安全性の確認が必要であり、これらを調査した上で開設することになります。

開設されますと、各拠点避難所より福祉避難所へ避難が必要な方について移動していただくことになります。

議員おただしの、説明及び訓練については、現時点では行っておりません。

しかしながら、4月に発生した熊本地震において、福祉避難所が機能しなかったとの報道もあり、その問題点を調査し、受け入れ先である福祉避難所指定施設及び要支援者や地域住民の方々に対して、福祉避難所とはどのようなときに開設され、どのような方が避難するのかなど、関係課と連携しながら説明及び周知に努めてまいりたいと思います。

6点目の、施設の受け入れ先が少なく、先行き不安であるというご質問についてお答えいたします。

両親が高齢となった場合などによる障がい者の入所については、まず相談を受け、本人に法的行為能力がなければ成年後見人制度を活用することとし、障がい状態に応じて、在宅とするのか施設に入居するのか等、適切な福祉サービスを検討し、必要に応じ関係機関と連携して、対応できる事業者や施設等を探すことになります。

7点目の、施設側の受け入れ可能人数を増

やすことで、国、県への働きかけも含めて、市の支援を期待しますというご質問についてお答えします。

国においては、施設入居者を福祉施設から地域生活へ移行させていく方針を掲げており、新規の福祉施設や拡充は難しい環境にあります。しかしながら、真に施設入居が必要な状態の障がい者に対しては、施設を用意しなければならないことは当然のこととの観点から、本市といたしましては、地域の実情に鑑み、施設の拡充について、県や近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会や市長会等を通じ、国へ要望してまいります。

○議長（中本正人君）病院事業管理者。

〔病院事業管理者（山本勝廣君）登壇〕

○病院事業管理者（山本勝廣君）はじめに、本院歯科口腔外科についてご説明いたします。

本院歯科口腔外科は、公益社団法人日本口腔外科学会の口腔外科専門医が常駐する口腔外科準研修施設として、一般の歯科治療ではなく、口腔外科疾患を中心とした診療を行っております。また、歯科口腔外科の診療体制については、それまで2名いた歯科医師が平成26年4月からは1名体制となり、現在は、この限られた人員体制で外来・入院手術・病棟診療を行っています。そのため、原則、初診の方は、歯科医院をはじめとする地域の医療機関からの紹介のみとさせていただいております。

さて、議員おただしの重度の障がい者歯科の開設については、全身麻酔あるいは静脈麻酔を併用した歯科治療が必要となる場合があるため、障がい者歯科の専門知識を有したスタッフ、専門の医療機器、そして十分な診療スペース等が必要となりますが、現状の本院歯科口腔外科では、歯科医師の不足に加え、設備面においても十分な体制と言えない状況です。

現在、和歌山県では、障がい者の歯科治療のための施設として、和歌山市のビッグ愛に和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターがあります。歯科口腔の疾患には、治療に時間を有する場合がありますので、早期に最寄りの歯科医院にご相談の上、予約、受診していただくことが望ましいと考えます。

我々医療現場で働く者として、障がい者の方が安心して治療を受けることができる施設の必要性を感じているところではございますが、現状、本院歯科口腔外科での対応が困難であること、ご理解のほどよろしく願います。

○議長(中本正人君) 2番 石橋君、再質問ありますか。

2番 石橋君。

○2番(石橋英和君) どうもご答弁ありがとうございました。

それでは、1番目の、ショートステイを希望してもなかなか施設側が引き取ってもらえないという問題についての再質問をさせていただきます。

これは、どこのご家庭でも、年に何回かは、どうしても家族ぐるみでどこかへ出なさいいけないとかいうことが必ず起こります。そのときに、軽度の障がい児だったらもちろん連れて行けるんですけども、重度の障がい児はちょっとその場にそぐわないので、どうしても連れて行けないという判断をするときがありまして、普通の家族だったら、親戚へちょっと預かってもらおうかということがよくありがちなことなんですけども、いかんせん重度の障がい児は親戚でも無理なんです。親、その家族はもう慣れてるから、プロみたいな経験者なんですけども、やはり、どこかの施設のプロにお願いしないと、親戚というのは不可能、ご近所も不可能という場合に、障がい者施設へちょっと一晩、これこれこういう

事情で預かってほしいんですよと言います。それが、ご親戚のご不幸だったり、急にあったことだったら、前々から施設に何月何日をお願いしたいんですけどと言わずに、いきなり明日お願いできませんかというときがあるんですけども、やっぱり施設側も、職員の数もベッド数も、そんなこと急に言われても無理ですという、これもまた理解できるんです。

施設の方とちょっとお目にかかって話をさせていただいたんですけども、預かってやりたい気持ちはもちろんわかるんですけども、その夜廊下で寝かしたっていうわけにはいかないでしょうと。やっぱり預かる以上は、熟練したスタッフがちゃんと預かる、ちゃんとしたところへ寝かせるという責任もありますからね、ということで、それはそうですねという話にならざるを得ないんですけども、そういう場合のことを訴えております。

行政と施設と障がい者が連携して改善に取り組むとはいうものの、施設側と障がい者のやりとりというのは、お願いします、無理です、お願いします、無理ですの繰り返しが続いておまして、早く行政が加わっていただいて、3者でこれを何とかしようではないですかという話に入っていってほしいんです。今までも、やりとりはいっぱいやってきたあげくの結果の報告でございます。もう一度考え直して、何とかこの問題、打開できるようによろしく願いたいと思います。

それと、私がいろいろ調べておまして一つ発見したんですけども、県がやっております紀の国障害者プラン2014で、県が打ち出しております、これは平成29年度に達成しようという目標を立てております。地域生活支援拠点整備、この予算があります。これは県内で9箇所以上設置しようという目標を掲げております。

この内容を調べてみますと、これは施設建

設でありまして、規模とか内容を調べますと、まさにショートステイを、預かろうというような施設でありまして、これが完成しますと、本当に障がい者家族は楽になります。この施設をぜひとも橋本市内に誘致していただきたいなど。これは本当に何とかやっていただきたいと思うんですが、これに関して、市側の見解をいただけますでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ただ今おただしの、後段の部分でございます。

県の、紀の国障害者プラン2014、実は、このプランの後段にございます第4期和歌山県障害福祉計画なるもの、これは具体的に数値目標を設置している部分でございます。この中で、今おただしのショートステイ機能を入れた部分でございます。地域生活支援拠点の整備と、こういうふうな項目に載ってございまして、この考え方でございます。この考え方が、いわゆる現時点、国のほうでは入所施設から地域へ入所者を移行させていくという考えを掲げてございます。地域に帰ったときに、本当に必要な場合に、ショートステイを一時的に利用するという需要が増えるだろうということございまして、ちょっとこの部分を読みますと、障がい者の地域生活支援の機能を強化するため、居住支援機能、いわゆるグループホームなどの比較的小規模な施設に地域支援機能を加える、強化すると。これが緊急時の受け入れ、いわゆるショートステイと相談機能の強化というふうなものを備えた地域生活支援拠点を、県内に9箇所以上設置することをめざしますというふうな計画となっております。

この考え方、実は橋本市、本市の第4期橋本市障がい福祉計画の中にも盛り込んでございまして、本市の場合、平成29年度末を目標に1箇所設置していきたいというふうに考え

て計画してございますので、この計画の実施に向けて、県と協議しながら取り組んでまいりたいと考えてございますが、何分とも、いわゆる新たな考え方と、事業参入を促していくという部分が大きな課題になってこようかと考えてございます。このことにつきましては、やはり事業者の方々への事業参入の促しと、それと、利用される予定の方々のご理解等々を調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）ありがとうございます。

この生活拠点整備計画なんですけど、これは、本市でも第4期の障がい福祉計画で上がっております。これが本当に実現したら、誠にいっぱい、いろんな部分で助かります。これをどうしても実現してほしいなと思いますので、これ、もうちょっと議論させていただきたいんですけども、例えば、障がい者家族側としたら、これを実現するためにはどんなことが要求されてくるのか、どういうふうに、どうじゃなければうまくいきませんよとか、いろんな問題点、それと行政側が抱えている問題点、そして、事業所がどうなのかと、その辺を再度綿密にご説明いただけますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この計画、地域生活支援拠点の整備というのが、実は新しい考え方でございまして、まず一番はじめに来るのが、こういう事業者の方々が手を挙げていただけるのかどうかが一番入口になります。実際、答弁でも申し上げましたけれども、現時点で取り組めるのは、現在の福祉資源、限られた福祉資源の効率的な活用を提案するというのが、まず一番はじめに来ます。次に、その中から実際のところ、こういうふうな場合がある、こういうふうな場合があるという課題の抽出。それと、それを受けて、こうい

うふうな事業に取り組んでいきたいという、  
こういう手順になろうかと思えます。

この計画もそうですけれども、第4期橋本市障がい福祉計画策定に際しては、委員会等を設置してご議論していただいています。その中では、当然、施設事業者の方々あるいは障がい者の方々の団体の代表者の方々、当然行政も入ってございます。こういうふうな障がい施策推進協議会の中でご協議をいただきながら、この計画の実行の検証を行う過程において、そういうふうにご議論をしていただくことになろうかと思えます。

障がい者の方々の団体が実際取り組んでいただくとなると、やはり、ショートステイになりますと、実際のところ、いろいろな障がいの方々、程度の方々がいらっしゃいますので、ある日突然ショートステイお願いしますと言われても、事業者の方々も戸惑うこともございます。そういうようなことから、実際、事業者の立場から見ますと、これぐらいの方々のご利用が見込めるといふ、裏返せば、利用される方々から日頃からこういうふうな利用をお願いしたいというふうな情報、こういうふうなものをある程度蓄積して、こういう事業に取り組んでいくことになるのかなというふうにご検討しております。

○議長（中本正人君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）障がい者側といたしましても、積極的にこれの実現に向けて、陳情等もまた重ねていきたいと思えます。どうか行政も何とか実現できるように、よろしく願いいたします。

それでは、2番目に移ります。2番目の歯科の件でございますが、これはなかなか、普通の歯医者さんの感覚で私たちとらえがちなんですけれども、重度の障がい者は口を開けて治療をさせません。暴れます。当然、歯科医師さんも傷を与えたり、それはもういろん

なことを考えますので、やっぱり重度の方はうちでは診れませんからというのは、これはもう日本中そうなんですけれども、ただ、歯が痛いというのは、こんなもん誰だって、あの痛みというのは本当に大変であります。

それと、今受け入れてくれるのは、先ほどご説明にあった、和歌山ビック愛で週に2回やってくれているんですけども、子どもが痛みを訴え始めた頃には、もうかなり進んでいるんです。なかなかそんなんわかりにくいんです。障がい者のね。それで、かなりひどくなった状態で痛み出してから予約をとって、週2回しかやってないところの予約がすぐとれるのか、また来週まで待てと言われるのか、その間、本当に何の処置もできずに放っておくというのは、これはもう親としていたたまれない苦しみを、ずっと子どもに味わわせ続けるということなんです。

だから、これはやっぱり救ってあげないということなんですけれども、医療側の説明としても、大変なことだということは認識いたします。ただし、障がい者側としたら、麻酔の怖さも、そんなことはもう全部勉強してわかってるんですけども、それしかないんです。それで、全身麻酔で治療してもらえる歯科の治療機関が市内に欲しいんですという要望であります。そうなりますと、市内の開業歯科医では無理です。それだけの要求はちょっと無理なので、可能性があるとしたら総合病院だと。

それで大病院、まず橋本市民病院なんですけれども、それは市民病院もいろいろと、内情とかで私たちも耳に入ってきてますので、そんなことはすぐにできないことは、もちろんわかってはおるんですけども、可能性があるとしたら市民病院しかないのですね。今はだめでも、将来的にそういうことも可能になるとしたら、順番にどういうハードルを越えてい



かなければならないのか、そのハードルのところをちょっと議論させていただきたいんです。そしたら、将来いろんな条件が整ったら、できるかもわからないねという、せめてその議論をさせていただきたいので、先ほどもちょっとご説明の中にあっただけですけれども、再度、こういう問題とこういう問題とこういう問題が、非常に大きく立ちふさがっておるんだと。ちょっとその辺をお願いできますでしょうか。

○議長（中本正人君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君） もう少し具体的に、ご協力いただけないときには、やはり麻酔をかけないといけないと。まず、スタッフの問題に関しましては、歯科医師、看護師、それから歯科衛生士とか、そういった方に関しましては、例えば、歯科医師会のご協力を得て臨時でご協力をいただくとか、そういったことはできないことはないかもしれません。一番難しいのは、やはり麻酔医というところかなと。

当院の場合は、常勤の麻酔科医は1名と。現実には、全身の麻酔の手術が多いので、当院独自で非常勤で2名雇っています。それから、さらに大学からも非常勤を来てもらっています。それでも全身麻酔は全て満足にかけられないという状態でございますので、ここの麻酔科医の確保ということが非常に難しいかなと。

それから、あとは歯科診療所のスペースなんですけれども、普通、外来でやるかと思うんですが、歯科の外来のスペースが、一応診察室は三つあるんですが、そこで全身麻酔をかけられるようなスペースが不十分だと。要するに、全身麻酔をかけてやるような設備にはなっていないと。こういったところが問題かなというふうに認識いたしております。

以上です。

○議長（中本正人君） 2番 石橋君。

○2番（石橋英和君） ありがとうございます。

そういった問題、あるということが理解をさせていただいた上で、どうか病院長、頭の中に、市内に歯の痛みで苦しんでいる障がい児がいるんだということをご認識いただきまして、また将来、橋本市民病院の内情というものもいろんな展開を見せてこようかと思えます。いつか、そういうことを待っている市民がおるといっても考えながら、今後の市民病院経営に携わっていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。3番の障害者差別解消に関する法律であります。県でマニュアルが職員に配布されまして、障がい者対応、障がい者問題対応に力を入れておられますが、橋本市役所ではそれがまだありません。

この言っている内容は、障がい者に向けての合理的配慮というものを言っております。その辺の理念を市の職員の皆さんにも十分理解していただいて、今後しっかりと障がい者及び障がい者問題に対応していただけるように、職員の皆さんへの啓発をお願いいたしまして、この問題はこれにとどめたいと思います。

それで、4番目の、障がい者がもっと活動の場が橋本市内でお願いできませんかという問題でございますが、ご答弁では、広域で、しかもいろんなセクションで取り組んでいるから、うちだけではすぐに対応することも難しいというふうに聞こえるわけですが、現実問題、現在、橋本市役所で障がい者の受け入れがゼロなんです。ですから、やはり積極的に取り組んでいますという実情ではないと思います。

もちろん、諸問題があるのはわかっておりますが、しかし、今の国の方針は、閉じ込め

ておく、預かっておくという方針から、地域へ戻ってもらって、いろんな交流の中からその中で一緒に生活してもらおうという、今、国がそういう方針を打ち出してきているんですが、そうなりますと、障がい者が市民と接する場、市民が障がい者と接する場、まずそこから始まらないと、地域で障がい者がという話にはなっていないわけでありまして。

この新しい時代に入っていきこうという中で、やはり市内の各所で障がい者がいるねという、皆と協調して活躍してるねという社会をつくらうというんだったら、まず、市役所にも障がい者の人たちがいるよということが大事であろうかと思うのですが、これは、もうちょっとその気になって進めれば、何とか進められないものではないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）先ほど、健康福祉部長の答弁にもございましたように、公務職場において体験いただける業務は限られておりますけれども、できるだけ早い時期に、伊都障がい者就業・生活支援センターとも協議の上、受け入れに向けた取り組みをしていきたいと考えています。

また、実習内容につきましては、定期的なものとして、広報紙等の発送準備業務の仕分け作業と、図書館での本の整理業務などが考えられます。

○議長（中本正人君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）今おっしゃっていただいたような内容から、まず努力してください。お願いします。ゼロというのは何も生まれてきません。少し入ってもらったら、そこから新しい課題が生まれて、研究しながら次の段階へということになっていきこうと思います。よろしく申し上げます。

次に移ります。大災害があった場合、障がい者がという問題であります。これは、健常

者はその場の臨機応変な判断もできて、自由に動ける体を持っておりますが、そんな緊急事態のときに、障がい者というのはやっぱりどうしても運動能力、判断能力、移動能力が劣っておりますので、大変不安であります。だから、何の知識も訓練もないというのが、健常者よりはるかに不安な気持ちで日々送ることになります。

だから、実際説明も訓練もないということなんですけども、こんな風にしてほしいというのを説明だけでも受けておけば、それなりの安心が得られますので、どうか、まずそれをお願いしたいと思います。

それと、災害問題を担当している市の職員をお願いしたいんですけども、私たちというのは、大災害を、大震災を経験してない人間ばかりです。年齢的にもね。いろいろ計画を立てるんですけども、なかなかそうはいかないようです。経験なしに物事というのはね。熊本でも随分と混乱があったようであります。

ですから、現地、被災地で学ぶ教訓というのは、これは本物だと思います。もういっぱい悔しい思いをして、ああしておけばよかった、こうしておけばよかったの議論があるのは、やはり現地であります。ですから、まず現地でいろんなことを学ぶということに力点を置いてやるのが、非常に有効だと思います。死ななくて済んだ人がたくさん死んでいきました。私たち橋本市民を1人でも死なせないために、その人の命を救うために、被災地からいろんな情報を学んでくる。これは、無念に死んでいった方々に報いる手段だと思いますし、供養だとも思います。やはり、橋本市民の命を救うために、もっと貪欲に貴重な体験、経験を現地で学ぶべきだろうと思います。

この問題もこれで終わります。

6番、自分たちが死んだ後、うちの子ども

を預かってくださいと言って、先ほどの問題とも関連してくるんですけど、これはショートステイではなくて、長い期間にわたっての施設へのお願いなんですけども、この場合は預かってくださいではなくて、引き取ってくださいになるんですけども、今いっぱいですと言って断られる状況にあります。これも、将来何とかと言われながら、今待っているのもやっぱり不安でありますので、今同じ境遇にある親御さんたちが亡くなって、その子どもさんがちゃんと見てもらってる、守ってもらってるのを見れば、今の親たちも安心するんですけども、それがおぼつかない以上、やっぱりうちの子も、あっちへ行ったり、こっちへ回されたり、断られたりというような人生をたどっていくのかなというのが非常に不安でもありますし、悔しい思いであります。

大きな問題であります。これもよろしくお願ひしたいと思ひます。これは次の7番とかかわってきますので、7番も一緒に再質問したいと思ひます。

私が調べましたところ、障がい者施設の収容人数は、現在のところ足りておりません。これは、当局側の見解もそうだと思います。現在足りておりません。それで、それによって何人もの市民が苦しんでいることも、そういう事実があります。障がいを持って生まれてきたことは、もうこれは取り返しのつかない自分の運命だと思ひて受け入れますが、せめて日々の環境ぐらひは、満たされた状態で生きていきたいと思ひます。ですから、こんな不安な日々の繰り返しではなくて、もうちょっと福祉行政の充実をお願ひしたいんです。

これ、6番、7番あわせたような格好になりますが、何か前向きなご意見下さい。お願ひします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のおただしでございます。実際、国の施策としては、福祉施設から地域へ移行させる、地域で支えていくというふうなことを掲げてございます。せんだってから、私ども地域の入所施設の方々にいろいろ伺ってきた経過の中で、やはり現場の方々のご意見は、地域で生活を支えられないから施設に来ての方が入っているというふうなのが実態です、というふうなことも伺ってございます。

そういうふうな意味から、ご答弁差し上げた最後の部分でございますけれども、真に施設入居が必要な状態の障がい者の方々、こういう方々には、当然施設を用意していかなければならないことは当然だというふうに認識をしてございまして、本市としては、こういう実情を各チャンネルというんですか、市長会等を通じて国へ要望していきたいというふうに考えてございまして、あるいは、もし地域へ移行できて、いわゆるショートステイ等の、あるいはグループホーム等で対応できるときのそういう施設の充実、これについても、実はそういうハードの問題、立ち上げのときもそうなんですけれども、それ以上に、その後の運営について、いわゆる障がいサービス報酬を、実際の現場の実情に応じたような設定をしていただきたいというふうなことも、あわせて国のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）よろしくお願ひいたします。

それでは、まだもう少し時間がありますので、それとこの質問席が第一号使わせていただいておりますので、もうちょっとここにさせていただきますたいと思ひます。

残っている時間で、南米アンデス地方に古くから伝わる民話を紹介して終わりたいと思

います。

その昔、皆の大切な森が燃えていました。森の生きものたちは、我先にと逃げていきました。でも、ハチドリのカリキンディだけは行ったり来たりして、くちばしで水のしずくを一滴ずつ運んでは炎の上に落としていきました。動物たちはそれを見て皆で笑いました。でも、そのハチドリはこう言います。「今、私にできることを精いっぱいやっているだけです」。

私たちの社会で全ての人が、今、私にできることを始めようと思いついたそのときには、もうその問題は半ば解決されています。

ハチドリと力をあわせて、ロバは大きなたるを背負って湖から水を運び、モグラは高台の池からトンネルを掘って、水を引いてきて森を湿らせ、鳥たちは一斉に羽ばたいて炎の向きを変え、皆が自分できることを一斉に始めたら、森の火は間もなく消えます。しかし、ハチドリを笑っていたら、皆の大切な森は間違いなくなくなります。

マザーテレサは晩年、「愛の反対は無関心である」と隣人たちの無関心を嘆きながら旅立っていきました。リンカーンは「合衆国があなたに何をやるかではなく、あなたが合衆国に何ができるかである」と言っています。オバマ大統領は広島にやってきて、粘り強く努力すれば、いつか必ず核兵器はなくなると、日本での大統領としての最後のメッセージを残して帰っていきました。

このアンデスの森の昔々の物語は、実は近未来の橋本物語なのであります。そして、この物語の主役は、私たち橋本市民なのであります。

本市は今、財政難であります。財政難ではありませんが、社会的弱者を守ることは行政の義務であります。手を抜くことは許されません。例えば、障がい者の周りには、金だけで

解消できない問題がたくさんあります。財政難のこの時期に、全ての行政課題を目先の財政力だけで、やります、やりませんと決めてしまったら、橋本市はほとんど何もできない自治体になってしまいます。

多くの金をかけずとも、知恵と愛情で達成できる行政課題はいくらでもあると思います。障がい児を抱えた親御さんたちが、明日からわずかでも新しい希望を見出せたら、一歩前進であります。知恵と愛情とで、必ず2歩も3歩も前進できると確信いたします。到達すべきは、一段階進んだ理想的な社会をつくることでもあります。金だけに頼らずに、市民と一緒に合理的な社会をつくり上げることこそ、本市行政のめざすべきところだと私は考えます。

皆さん、きょうは障がい者問題に耳を傾けていただき、ありがとうございました。私たち市内の障がい者とその家族は、皆で励み合って明るく生きています。私たちは、ふだん、すがるような気持ちで医学の進歩を見つめながら、いろんな勉強もしています。私たちはこれから先も、かけがえのない我が子と一生懸命生きていきます。

平木市長さま、役所の皆さま、そして議員の皆さま、全ての橋本市民の皆さま、私たちはここにいます。私たちがここにいることを、どうか知っててください。そして、ハチドリや森の仲間たちのように、何でもいいですから少し私たちに力を貸してください。また明日から、よろしく願いいたします。

最後に平木市長に一言ご発言をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答えをします。

大変私も理解をしております。私も障がい者を持つ家族の一人でありますので、十分理解をしております。

その中で、今、橋本市がこれから取り組んでいかなければならないことも、十分理解をしておりますし、私どもも、障がい者雇用につきましては、現在、今、障がい者の皆さんにどういう仕事をしていただけるかというふうなことも、議論を、今している最中です。市役所というのは、一番バリアフリーができていない場所でもあります。残念ながらバリアフリー、道路とかは進んできておりますが、市役所庁内はなかなかバリアフリー化というのも進んでいないのが現状であります。

私自身もそういう思いをずっと抱いてきておりますし、6番、7番の話というのは、私も十分わかっています。そういう中で、私どもとしても、4月に福祉保健部長、県の部長がかわられたときに、県へ私、直接行ってきて、施設の増築の予算を何とか確保してくれというお話もさせていただいたんですけども、国自身が、補助金をどうやらなかなかつけてもらえないという現状があるようです。二、三年前までは、どちらかというところ、そういう補助金を充実させて、グループホームをつくるとか、そういうことをやられていて、小峰台のところ、福祉事業財団に洗濯関係の作業所をつくっていただいたり、グループホームもつくっていくというお話等に協力もしてきま

した。私どもとしても、できるだけ障がい者の皆さんが安心して生活できるような取り組みをしてまいりたいというふうには考えております。

ただ、先日もたんぼぼ園であるとか、つくしんぼ園からの保育料の無料化であるとか、定数の増員というのを、お話をいただきました。たんぼぼ園の増員というのは、今が最高の補助金をもらえる状況で、これを30人に増やしますと、逆に国からの入る補助金が減るといふふうには、ちょっとわけのわからんような国の施策もあります。

私どもとしても、できるだけ国、県への対応をしてまいりたいと考えておりますし、市議会の皆さんにおかれましても、皆さんには意見書提出という武器がありますので、これをまた国、県へ提出いただいて、また私、提出いただいたら国会議員のところへ持ってきますので、ぜひ市議会の皆さんと一緒に行動していきたいと思っております。市民の皆さんにもできるだけ理解をいただくような取り組みもしていきたいと思っておりますので、今後とも障がい者団体の皆さん、そして、市議会、住民の皆さんとともに取り組んでまいりますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）2番 石橋君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）